

今野病院介護医療院 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人完光会（以下「事業者」という。）が開設する介護医療院「今野病院介護医療院」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が入所者に対し、適正な介護医療院サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 従業者は、要介護者の心身の状況等に応じて適切な事業を提供するとともに、自らその提供する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護医療院サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 今野病院介護医療院
- (2) 所在地 : 大牟田市末広町5番地2
- (3) 入所定員 : II型療養病床 7名

(施設の職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
介護医療院の当直医師は、II型小規模介護医療院のため置かない。
- (3) 薬剤師 2人（常勤兼務）
薬剤師は、医師の診断に基づき、調剤及び医薬品の供給・管理を行う。
- (4) 看護職員 4人（非常勤兼務）
看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 8人（非常勤兼務）
介護職員は、入居者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (6) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 4人（非常勤兼務）
理学療法士等は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (7) 管理栄養士、栄養士 5人（非常勤兼務）
栄養士は、給食の献立の作成、入居者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (8) 介護支援専門員 1人（常勤兼務）
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。
- (9) 診療放射線技師 1人（非常勤兼務）
診療放射線技師は、医師の指示により入院患者の放射線検査業務に従事する。
- (10) 調理員 8人（非常勤兼務）
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- (12) 事務職員 8人
事務職員は、必要な事務を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入所の対象者は、長期にわたり療養が必要な者とする。
- (2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを入居者の希望に添って適切に提供する。
 - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。
 - ユニット型施設については本人の希望に基づき適切な入浴の機会を提供する。
 - また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - ク 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護医療院の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その入居者に負担させることが適當と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費 1日 697円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

(2) 食費 1日 1,445円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

(3) 理美容代（実費）

(4) その他日常生活上の便宜に係る費用 病衣はレンタル利用可（有料）

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
- (2) 火気の取扱いに注意すること
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 施設は、サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、入居者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。

(相談、苦情処理)

第11条 施設は、入居者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業に関する入居者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当該施設は、前項の苦情の内容等について記録し、当該入居者の契約終了の日から5年間保存する。

(個人情報の保護)

第12条 施設は、入居者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入居者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者及びその家族の了解を得るものとする。

(身体拘束の制限)

第13条 施設にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第14条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 繼続研修 年2回

2 従業者は職務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は施設の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年 4月1日から施行する。

令和3年 8月1日一部改正（利用料その他の費用の額）

令和3年11月1日一部改正（施設の職員の職種、員数及び職務の内容）

令和6年 8月1日一部改正（利用料その他の費用の額）

(1)居室費

(4)その他日常生活上の便宜にかかる費用

令和7年8月1日一部改正

・居室に係る基準費用額の変更